

## 千葉県公安委員会告示第11号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利

### 1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第1号に規定する空港保安警備業務 1級
- (2) 規則第1条第1号に規定する空港保安警備業務 2級
- (3) 規則第1条第2号に規定する施設警備業務 1級
- (4) 規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級
- (5) 規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 1級
- (6) 規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級
- (7) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級
- (8) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級
- (9) 規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 1級
- (10) 規則第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務 2級

### 2 審査に係る学科試験及び実技試験の実施期日

令和6年6月18日（火曜日）午後1時30分から午後5時まで

### 3 審査に係る学科試験及び実技試験の実施場所

千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階

### 4 審査対象者及び審査定員

次のとおりとする。ただし、規則附則第7条第2項の規定に該当する者を除く。

#### (1) 1(1)の審査対象者及び審査定員

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人

#### (2) 1(2)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人

#### (3) 1(3)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人

#### (4) 1(4)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る同項に規定する検定であって

同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人

(5) 1(5)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人

(6) 1(6)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人

(7) 1(7)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人

(8) 1(8)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人

(9) 1(9)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級に係るものに合格した者 10人

(10) 1(10)の審査対象者及び審査定員

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって同条第2項に規定する1級又は2級に係るものに合格した者 10人

5 審査申込手続等

(1) 審査を受ける資格

ア 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員

イ ア以外の者で千葉県公安委員会が交付した旧規則第8条の合格証を有するもの

(2) 審査申込手続

ア 申込方法

審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの審査申込票に必要事項を記入し、(1)アに該当する者にあつては住所地(審査希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、(1)イに該当する者にあつては千葉県内のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 審査申込票受付期間等

令和6年5月7日(火曜日)から10日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

(3) 審査申請者決定通知

審査申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が審査の申請をできる者（以下「審査申請者」という。）を決定し、審査申込票を受理した警察署を経由して審査申請者決定通知を行う。

なお、審査希望者が審査定員を超過した場合は、抽選により審査申請者を決定する。

#### (4) 審査申請手続等

##### ア 審査申請手続

審査申請者として決定された者は、審査申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに審査申込票を提出した警察署へ提出すること。

##### イ 審査申請受付期間等

令和6年5月27日（月曜日）から5月31日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

##### ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面）

(イ) 旧規則第8条の合格証の写し

(ウ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

#### (5) 審査手数料等

##### ア 審査手数料

4,700円

##### イ 納入方法

受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。

なお、既納の審査手数料は、還付しない。

#### 6 問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043(201)0110